入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付す。

なお、本工事の入札契約手続き等は、以下分任支出負担行為担当官とは別の事務所（天竜川上流河川事務所）において行う。

令和８年 11 月４日

分任支出負担行為担当官
中部地方整備局
飯田国道事務所長　松枝　真吾

1.　工事概要

(1) 工 事 名　令和８年度　木曽維持管内南部地区橋梁補修工事
（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

(2) 工事場所　木曽維持出張所管内

(3) 工事内容　橋梁保全工事【南木曽地区】　工場製作工　１式、舗装工　１式、区画線工　１式、
橋梁付属物工　１式、橋梁補修工　１式、現場塗装工　１式、構造物撤去工　１式、
仮設工　１式
橋梁保全工事【上松地区】　道路土工　１式、橋梁付属物工　１式、橋梁補修工　１式、
構造物撤去工　１式、仮設工　１式
橋梁保全工事【木曽地区】　工場製作工　１式、橋梁補修工　１式、現場塗装工　１式、
構造物撤去工　１式、仮設工　１式

(4) 工　　期　契約締結日の翌日から令和 10 年２月 25 まで
但し、令和９年１月 25 日までに工事の始期、令和 10 年１月 28 日以降に終期を設定すること。
工事を施工しない日　　設計図書のとおり
工事を施工しない時間帯　設計図書のとおり

(5) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、企業・技術者の能力等、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（施工能力評価型Ⅱ型）の試行工事である。

(6) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

(7) 本工事は、別表１に示す試行等の対象工事である。

2.　競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2) 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における橋梁補修工事の令和７・８年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく令和７・８年度一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 平成 23 年度以降に元請けとして、以下に示す同種工事の引渡しを完了した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）。「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価する。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
同種工事：交通規制（通行止めを除く）を伴う橋梁補修の施工実績
また、同種工事のうち、橋梁上部工補修の施工実績を「より同種性が高い」と評価する。

経常建設共同企業体（甲型、乙型）にあっては、構成員のうち１社が全ての要件を満たす施工実績を有し、他の構成員はいずれかの要件を満たす施工実績を有すること。

(5) 次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、専任特例を活用する場合と、特定営業所技術者及び営業所技術者が職務を兼ねる場合は、専任を求めない。

① 監理技術者又は主任技術者を配置する場合は、入札説明書に示す資格を有する者であること。

② 同一の者が、元請けとして、以下に示す工事（平成 23 年度以降の実績でなくても良い）の経験を有する者であること（品質証明員、土木工事品質確認技術者としての経験は除く。）（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が 20%以上の場合に限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）。「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価する。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

同種工事：交通規制（通行止めを除く）を伴う橋梁補修の施工実績を有する者であること。

経常建設共同企業体（甲型、乙型）にあっては、構成員のいずれかの配置予定技術者が、全ての要件を満たす工事経験を有する者であること。

③ 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(6) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年３月 29 日付け建設省厚第 91 号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）が発注した工事のうち、令和４年４月１日から令和８年３月 31 日までの４年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、本工事の工事種別に係る工事成績評定点の平均が 65 点以上であること。なお、本工事の工事種別とは、直轄工事の競争参加資格登録における 22 工種の各工種区分をいう。

(8) 上記 1.(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連ある建設業者でないこと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(10) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、以下に所在すること。また、経常建設共同企業体として競争参加資格確認申請書、技術資料（競争参加資格確認資料）、工事施工内容確認資料（以下「申請書等」という。）を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、以下の区域内であること。

長野県：飯田市・伊那市・駒ヶ根市・塩尻市・上伊那郡全域・下伊那郡全域・木曽郡全域

(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。

① 当該工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点 100 点を付与する。

② 申請書等で示された実績等により最大 42 点の加算点を与える。

③ 以下(2)（ア）の評価項目について、入札説明書で定めるところにより施工体制評価点を最大 30 点与える。

④ 得られた標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。

その概要を以下に示す。

(2) 施工体制評価点及び加算点評価項目と審査項目

評価及び審査項目：以下に示す項目を評価又は審査項目とする。

（ア） 施工体制（品質確保の実効性・施工体制確保の確実性）

（イ） 技術者の能力に関する事項

（ウ） 企業の能力等に関する事項

（エ） 賃上げの実施に関する事項

（オ） 時間外労働に関する法令違反公表企業の減点に関する事項

(3) 落札者の決定

入札参加者は価格をもって入札する。標準点に施工体制評価点及び加算点を加えた点数をその入札価格で除して評価値（評価値＝｛(標準点＋施工体制評価点＋加算点）／（入札価格)｝）を算出する。なお、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

① 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。

② 評価値が標準点（100 点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒399-4114 長野県駒ヶ根市上穂南 7-10
中部地方整備局 天竜川上流河川事務所 経理課
電話 0265-81-6412
メールアドレス cbr-tenjyokeiri@mlit.go.jp

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

入札参加希望者には、「電子入札システム」により入札説明書等を交付する。

入札説明書等の交付期間：別表２①のとおり。

但し、やむを得ない事情で「電子入札システム」による交付を受けることができない場合は、上記(1)の担当部局まで連絡し、指示に従うこと。

(3) 申請書等の提出期間、場所及び方法

入札説明書に示す様式及び留意事項に基づき作成し、電子入札システムを用いて提出すること。ただし、紙入札方式の場合は電子メールで提出すること。

（ア） 競争参加資格確認申請書

電子入札システムによる受付期間：別表２②のとおり。
紙入札方式の場合の受付期間 ：上記電子入札システムによる受付期間と同じ。
提出場所 ：上記(1)に同じ。

（イ） 技術資料等（競争参加資格確認資料）

電子入札システムによる受付期間：別表２③のとおり。

技術資料等（競争参加資格確認資料）の合計ファイル容量が、10ＭＢを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。

紙入札方式の場合の受付期間 ：上記電子入札システムによる受付期間と同じ。
提出場所 ：上記(1)に同じ。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式の場合は封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し郵送（書留郵便に限る。）もしくは託送（書留郵便と同等のものとする。）（以下「郵送等」という。）すること。郵送等については、期日までに送付（必着）すること。

① 電子入札システムによる入札の受付期間は、別表２③のとおり。

② 郵送等による入札の場合は、上記①の受付期間までに上記(1)へ郵送等すること。

③ 開札は、中部地方整備局 天竜川上流河川事務所 経理課にて別表２④に示す期日において行う。

(5) 関連資料の閲覧

入札参加希望者は、申請書等の作成にあたって 1.に示す工事に関する以下の関連資料の閲覧を受けることが出来る。

- 令和３年度 飯田国道管内維持管理業務 成果品（抜粋） １式
- 令和４年度 飯田国道管内維持管理検討業務 成果品（抜粋） １式
- 令和６年度 飯田国道管内橋梁補修設計業務 成果品（抜粋） １式

関連資料の閲覧に係る詳細は入札説明書による。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除。

② 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行伊那代理店（八十二長野銀行伊那支店））。ただし、利付

国債の提供（取扱官庁　中部地方整備局）又は金融機関もしくは保証事業会社の保証（取扱官庁　中部地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で上記 3.(3)により決定するものとする。

ただし、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落札者とすることがある。

(5) 契約後ＶＥの提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。

(6) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、資格要件を満たしていない事が判明した場合、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者等の専任制違反、又は監理技術者制度運用マニュアルに従わない監理技術者等の配置の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の他は、申請書等の差し替えは認められない。

(7) 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、監理技術者とは別に監理技術者と同一の資格（工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で配置することとする。また、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者が専任特例による他工事との兼務をすること、及び特定営業所技術者及び営業所技術者が職務を兼ねることは認めず、専任の監理技術者を配置するものとする。

(8) 契約書作成

本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

(9) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負相手方との随意契約により締結する予定の有無　　無。

(10) 関連情報を入手するための照会窓口　上記 4.(1)に同じ。

(11) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2.(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 4.(3)により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(12) 申請書等の内容のヒアリング

申請書等の内容についてのヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

(13) 施工体制確認のヒアリング

入札の内容に対し、原則として施工体制確認を行うためのヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

なお、予定価格の範囲内の価格で申込みをした入札参加者のうち、入札書、工事費内訳書及び工事施工内容確認資料の内容により、施工内容の実現確実性の向上に対し、十分に確認が出来ると認められる場合は、ヒアリングを実施しない場合がある。

(14) 申請書等に対する留意事項

競争参加資格の審査において、申請書等の提出がない場合又は他の入札参加者と本件工事について相談等を行い作成されたと認められる場合など申請書等の記載内容が適正でない場合は競争参加資格を認めない。

(15) 本公告文の各項目及び、工事の入札に関する詳細は、入札説明書による。

別表１　　試行工事等一覧

当該工事は、以下に示す試行等の対象工事である。

1	フレックス工期	本工事は、受注者が全体工期内で工事の始期及び終期を任意に設定することができるフレックス工期を採用した工事であり、前後余裕期間を設定している。 前余裕期間とは、契約の締結から工事の始期の前日までの期間をいう。後余裕期間とは、受注者が柔軟な工期を設定するため、工期（実工期）の後に、工期（実工期）の一定割合を限度として加えた期間をいい、契約後においては実工期の一部に含まれ、監理技術者等の配置は要する。なお、実工期及び後余裕期間において、受注者が工事の終期を任意に設定することで期間を縮めることが出来る。 工事の始期の前日までの前余裕期間内は、監理技術者等を配置することを要しない。また、前余裕期間の間は現場への資材の搬入や仮設物の設置等、現場での実際の工事のための準備は行ってはならないが、現場での作業を伴わない工事実施に向けての必要な以下に示す内業等はできる。 ・資機材の手配（契約等） ・下請け業者との契約 ・発注者との打合せ ・その他、発注者が認めたもの なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
2	総価契約単価合意方式	本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。 本方式の実施方式としては、 （ア）　単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。（イ）において同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式） （イ）　包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、協議の開始の日から 14 日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。 受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後 14 日以内に、「包括的単価個別合意方式希望書」（様式については中部地方整備局ホームページ（https://www.cbr.mlit.go.jp）「入札・契約情報」－「契約書様式」－「総価契約単価合意方式」参照）を提出するものとする。 その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。
3	出来高部分払方式	本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
4	契約後ＶＥ方式	本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。
5	電子入札システム	本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
6	生産性向上チャレンジ	本工事は、施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取り組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。
7	ＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事	本工事は、ＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事（受注者希望型）である。
8	間接工事費の実績変更方式	間接工事費の実績変更方式の試行 ①共通仮設費（率分）の実績変更 本工事は、共通仮設費（率分）のうち、「運搬費」・「安全費」（以下、共通仮設費（率分）の実績変更）について、最終精算変更時にその金額を実績により変更することが出来る「共通仮設費（率分）の実績変更方式」の試行

		工事である。 ②地域外からの労働者確保に要する間接費の実績変更 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の以下に示す費用（以下、実績変更対象費）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえ最終精算変更時点で設計変更することが出来る試行工事である。 営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。） 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
9	施工箇所点在による経費率補正	本工事は、施工箇所が点在する工事であり、『南木曽地区』、『上松地区』、『木曽地区』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出している工事である。
10	熱中症対策に資する現場管理費の補正	本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。
11	特別調査による資材価格の事前公表	本工事は入札書提出期限前に発注者が一部の単価を公表する試行工事である。 なお、**公表単価をダウンロードせずに行った入札は無効とする**ため、必ず確認すること。
12	賃金・労働時間等の実態調査	本工事は、受注者の協力の下、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、賃金・労働時間・労務費の実態を調査する試行工事（受注者希望方式）である。
13	専任補助者制度の活用	本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、監理技術者又は主任技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。専任補助者を配置する場合は、契約締結後工事着手前までに、配置した監理技術者又は主任技術者の中から選定するものとし、受発注者間の協議によって決定する。 専任補助者は、本工事の他の役職（現場代理人、担当技術者）を兼務することができる。ただし、本工事に専任するものとし他工事との兼務は認めない。 なお、専任補助者を配置する場合、専任補助者以外の監理技術者又は主任技術者の施工経験は、「橋梁補修工事」又は「交通規制（通行止めを除く）を伴う橋梁補修の工事」の施工経験（代要件）に代えることができる。

別表２　　本入札手続きに係る期間等

①	入札説明書等の交付期間	令和8年11月4日から令和8年11月27日まで （土曜日、日曜日及び祝日（以下、「休日」という。）を除く。）
②	競争参加資格確認申請書の受付期間	令和8年11月5日から令和8年11月16日までの休日を除く毎日、 10時00分から16時00分まで
③	技術資料（競争参加資格確認資料）及び入札の受付期間	令和8年11月26日　10時00分から令和8年11月27日　12時00分まで （休日を除く。）
④	開札日時	令和8年12月17日　10時00分